

# 財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名	みなべ町	標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
		4,735	288	5,023

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	9,596	9,238	358	338	14,541	5	基金から17.1百万円繰入
鶴の湯特別会計	61	61	0	0	-	14	
住宅新築資金等貸付事業 特別会計	35	17	18	18	85	-	
普通会計	9,679	9,302	377	357	14,626	5	基金から17.1百万円繰入

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益	総費用	<法適用以外> 形式収支	純損益	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	152	126	-	26	161	2	121.9	0	0	法適用企業
	歳入	歳出	<法適用以外> 形式収支	実質収支	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
農業集落排水事業特別 会計	261	259	2	2	3,560	193	-	-	-	
公共下水道事業特別会計	785	762	23	23	3,165	151	-	-	-	
簡易水道事業特別会計	110	95	15	15	250	10	-	-	-	
国民健康保険事業特別 会計	1,946	1,683	263	263	-	129	-	-	-	
老人保健特別会計	1,234	1,235	1	1	-	102	-	-	-	
介護保険特別会計	941	885	56	53	-	135	-	-	-	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外については、「総収益」、「総費用」、「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」、「歳出」、「実質収支」を表示している。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	総収益	総費用	<法適用以外> 形式収支	純損益	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
公立紀南病院組合	10,188	11,655	-	1,467	9,297	-	87.4	0	4,290	法適用企業 繰出金122.9百万円
	歳入	歳出	<法適用以外> 形式収支	実質収支	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
和歌山県市町村職員退職 手当事務組合	6,697	6,688	9	9	-	2.8	-	-	-	
御坊日高老人福祉施設事 務組合(普通会計)	648	633	14	14	589	12.9	-	-	-	
御坊日高老人福祉施設事 務組合(公営企業会計)	1,135	1,122	20	20	534	-	-	-	-	繰出金2.2百万円
和歌山県市町村議会議員等 公務災害補償組合	47	45	2	2	-	3.2	-	-	-	
和歌山県市町村非常勤職 員公務災害補償組合	29	25	4	4	-	3.0	-	-	-	
田辺周辺広域市町村圏組 合	112	91	21	21	-	9.3	-	-	-	
田辺市周辺衛生施設組合	819	771	48	48	1,838	20.5	-	-	-	
日高広域消防事務組合	971	956	14	14	209	24.3	-	-	-	
和歌山地方税回収機構	158	109	49	49	-	1.3	-	-	-	
和歌山県後期高齢者医療 広域連合	21	12	9	9	-	1.7	-	-	-	

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に係 る債務残高	備考
(財)みなべ町開発公社	3	10	10	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

## 5 財政指数

財政力指数	0.36	実質収支比率	7.53
実質公債費比率	22.1	経常収支比率	92.8

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。